

令和 2 年 第 3 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 2 年 3 月 23 日 開催

雫石町農業委員会

令和 2 年 第 3 回

雫石町農業委員会総会会議録

令和2年3月23日 第3回雫石町農業委員会総会を雫石町役場大会議室に招集する。

1、出席した農業委員は次のとおりである。

1	番	岡	森	喜	与	一
2	番	上	和	野	忠	一
3	番	一	本	木	孝	久
4	番	山	本	長	栄	哲
5	番	上	野			子
6	番	小	赤	澤	悦	子
7	番	佐	々	木	秀	子
8	番	新	田	善	男	
9	番	木	村	正	美	
10	番	諏	訪	剛	郎	
11	番	八	丁	野	よ	し

2、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

雫	石	小	谷	地	明	弘
雫	石	長	坂	則	雄	
雫	石	細	川		仁	
雫	石	田	村	國	彦	
御	所	藤	本		伸	
御	所	米	澤	正	記	
御	所	川	口	英	敏	
御	所	細	川	健	一	
西	山	高	橋	浩	之	
西	山	岡	本	忠	美	
西	山	野	々	村	正	男
西	山	櫻	田	一	夫	
御	明	林	尻	勇	人	
御	明	中	村	守	男	
御	明	石	塚	正	美	
御	明	横	欠	初	男	
御	明	伊	藤	庄	一	

3、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

西 山 葛根田 善栄

4、職務のため出席した職員

事務局長 大 橋 育 代

主 査 高 橋 直 也

5、総会の案件は次のとおりである。

- 議案第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断  
に対する可否決定について
- 議案第6号 令和2年度農作業標準賃金額の設定について
- 議案第7号 令和2年度下限面積（別段面積）の設定について
- 議案第8号 農業委員会事務局員の任免について

会長が議長席につき、本日の会議には農業委員11名、農地利用最適化推進委員17名の委員が出席しており、定足数に達しており会議は成立することを宣し、令和2年第3回農業委員会総会の開会を宣言した。

とき 午後2時00分

議 長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 それでは諸般の報告を行います。  
事務局から説明をお願いします。

大橋事務局長 (資料に基づき説明)

議 長

只今事務局から説明がありました。

今回の現地確認委員につきましては、9番 木村 正美 委員、  
3番 一本木 孝久 委員、長坂 則雄 推進委員、米澤 正記  
推進委員、櫻田 一夫 推進委員、石塚 正美 推進委員が行って  
おります。

議 長

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告につ  
いて、櫻田 一夫 推進委員にお願いします。

櫻田 推進委員

西山地区、櫻田です。

番号1について報告いたします。

場所は7ページにあります。農転完了：〇〇となっている所で、  
町道〇〇線の〇〇から〇〇の方に抜ける町道の南側に位置します。  
こちらの田の所有者は〇〇さんです。平成27年3月から2年間、  
〇〇さんが〇〇さんから農地を借りて〇〇を行ったものですが、報  
告書にあるとおり3年前の平成29年3月には完了しており、完了  
届を出し忘れていたとのことです。現地を確認したところ、水田と  
して復旧され、既に水田として利用されており、一時転用の完了を  
確認しました。

以上で、報告といたします。

議 長

確認委員の報告が終わりました。  
これに質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長

これより本日の議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名人及び書記の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定に  
より、当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には、8番 新田 善男 委員。

9番 木村 正美 委員。

書記には、事務局の大橋事務局長及び高橋主査を指名します。

議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議 長

日程第3、議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

2ページをお開き願います。

議案第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について

農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので、意見の決定を求めるものであります。

令和2年3月23日提出 粟石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○外、田2筆、面積計○○㎡について、○○のため平成30年4月27日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、周囲の田圃に水を入れる時期（5月～9月）に漏水のため掘削場の水位が上昇し、掘削・埋め戻しが困難となったため、令和3年4月26日まで1年間期間を延長するものであります。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確

認全般を9番 木村 正美 委員、番号1を 櫻田 一夫 推進委員にお願いします。

9番 木村委員

9番木村です。

現地調査全般についてご報告申し上げます。

3月13日、第1班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

調査全般についての報告は以上です。

櫻田 推進委員

西山地区、櫻田です。

番号1について報告いたします。

場所は29ページにあります、農転計画変更：〇〇・〇〇となっている所で、詳細な位置などは別冊資料の1～4ページで、〇〇から北へ約1.1kmに位置します。

こちらは、平成30年3月の総会で審議されて、許可になった4月から2年間の計画で、〇〇さんが〇〇を行っているものですが、事務局から議案書の説明があったとおり、作業の遅れから一年間延長したいということで、現地を見て参りました。

現地確認の当日は、作業を休んでおりまして、表土が数か所に盛られて、入り口部分を除き〇〇は終了しており、事業区域の西側の一部分が掘削されたまま水がたまり、埋戻し作業が終了していない状況でした。

3年まで一時転用は可能ですので、現地の作業の進み具合から、期間の延長は止むを得ないものを見て参りました。

以上で、報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。

只今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員

「なし」の発声

議 長

なければこれで質疑を終結します。



を長坂 則雄 推進委員、番号2を米澤 正記 推進委員、番号3を石塚 正美 推進委員にお願いします。

長坂 推進委員

雫石地区、長坂です。

番号1についてご報告いたします。

場所は29ページにあります、3条：〇〇・〇〇となっていて、  
ところで、詳細な位置などは別冊資料の5～6ページです。

国道から〇〇の〇〇方向へ町道を北に400mほど行った西側に  
位置します。

現地の状況は、転作田として麦が作付けされておりました。

〇〇さんは相続で所有者となったものの、自分で耕作できないた  
め実家に作業を頼んでおり、農地を実家に戻したいとのことです。

親族間のことですので、やむを得ないものと思います。

以上で報告といたします。

米澤 推進委員

御所地区、米澤です。

番号2についてご報告いたします。

場所は29ページにあります、3条：〇〇・〇〇となっていて、  
ところで、詳細な位置などは別冊資料の11～12ページです。

〇〇を過ぎた所の分岐を〇〇方面に向かって約1.5kmの所に位  
置します。

5年前に〇〇さんが労力不足で耕作できないことから、弟の〇〇  
さんが借りて耕作しているものと聞いております。

今回、5年間の使用貸借の期限が来ることから更新の申請になっ  
たものであり、現地も水田として適切に管理されていることから問  
題ないものと思います。

以上で報告といたします。

石塚 推進委員

御明神地区、石塚です。

番号3についてご報告いたします。

場所は29ページにあります、3条：〇〇・〇〇となっていて、  
ところで、詳細な位置などは別冊資料の7～10ページです。

先ほど諸般の報告のなかの相続の届出でありましたが、相続を受  
けた〇〇さんは〇〇さんのお子さんで〇〇に住んでおり、農地は〇  
〇のご実家周辺にあります。

現地を確認したところ、農作物を生産している様子は有りませ  
んでしたが、きれいに保管理されており、〇〇さんが農地の管理だ  
け行ってきたと聞いております。

今回、相続を機に本家の〇〇さんに宅地を除くすべての土地を戻  
したいとのことで、本家の〇〇さんは大規模農家ですし、本家と分



家との話し合いの結果ですのでやむを得ないものと思います。  
以上で報告といたします。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。  
ただ今から質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

委 員 「なし」の発声

議 長 なければこれで質疑を終結します。  
これより採決に入ります。  
議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。  
よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。  
10ページをご覧ください。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見の決定を求めるものであります。  
令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○、畑1筆、面積○○㎡について、○○の○○とするため○○と賃貸借しようとするものであります。

番号2 ○○が所有する○○番○、田1筆、面積○○㎡を、○○を整備するため、○○外1名と。

番号3 ○○が所有する○○番○、畑1筆、面積○○㎡について、一般個人住宅を新築するため、○○外1名とそれぞれ売買しようとする

するものであります。

以上説明しました案件について、番号1は、周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。番号2の申請農地は、市街地に近接した小集団の農地であることから第2種農地に該当し代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。番号3の申請農地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を 9番 木村 正美 委員、番号2を 3番 一本木 孝久 委員、番号3を 長坂 則雄 推進委員にお願いします。

9番 木村委員

9番 木村です。

番号1について報告いたします。

場所は29ページにあります、5条：〇〇・〇〇となっている所で、〇〇の〇〇を過ぎた所の分岐を〇〇方面に向かって約1.5km程の所に位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の11～16ページです。

昨年と先月の総会で、〇〇さんが〇〇を栽培するということで〇〇さんの農地を借りるという内容の3条賃貸借の審議がされたところです。今回は、〇〇さんが〇〇さんから土地を借りて〇〇の〇〇を行うための〇〇や〇〇を整備するという内容の農地転用の申請があったということで現地を見て参りました。

申請地は町道から所有者の〇〇さんのご自宅の宅地内を北側に入ったところにありまして、ネットを張って〇〇を栽培している部分と〇〇さんの宅地の間で、分筆のために立てた杭がありまして、東側に横長の区域となっております。

以前は草地として利用していた形跡がありまして、現在は保全管理している状況でした。

昨年、借りた部分で栽培している〇〇が今年から収穫できるということで、それに合わせて今回申請になったということで、利用計画もしっかりしておりますし、必要最小限の面積ですので転用は問

題ないと思われます。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

3番 一本木委員

3番 一本木です。

番号2についてご報告いたします。

場所は29ページにあります、5条：〇〇・〇〇となっているところで、詳細な位置などは別冊資料の16～19ページです。

国道の〇〇から北に200mほど入ったところの東側に位置します。

現地は、東側は〇〇の〇〇、南側が雑種地、北と西が農地となっており、南と東西とは高低差があり一段低い場所で、保全管理されておりました。

〇〇の〇〇を整備する計画ということで、民家から離れている、このような場所を探していたということであり、代替性はないことから、転用は問題ないと思われます。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

ご審議よろしくお願ひします。

長坂 推進委員

番号3についてご報告いたします。

場所は29ページの5条：〇〇・〇〇となっている所で、詳細な位置などは別冊資料の20～24ページです。

町の陸上競技場の南側に位置します。

現地の状況は、登記地目が原野ということですが、きれいに畑として利用されており現況地目が畑であると確認しました。

〇〇さんご夫妻が〇〇さんから当該農地を取得して、住宅を建てる計画とのことですが、申請地の周辺は宅地化が進んでおり、第3種農地ということで、転用は問題ないものと思われます。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で、報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。

只今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員

「なし」の発声

議 長

なければこれで質疑を終結します。

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。

よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1から番号16までと、番号17を分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、番号1から番号16までと、番号17を分割して審議いたします。

議長 初めに、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号16までを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。

12ページをお開き願います。

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、雫石町長から農用地利用集積計画について意見を求められたので、これに対する意見の決定を求めるものであります。

令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

番号1 ○○が所有する○○番○外、田2筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号2 ○○が所有する○○番、田1筆、面積○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号3 ○○が所有する○○番外、田2筆、面積計○○㎡について、

て、〇〇と。

番号4 〇〇が所有する〇〇番〇、田1筆、面積〇〇㎡について、〇〇と。

番号5 〇〇が所有する〇〇番〇外、田4筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号6 〇〇が所有する〇〇番〇外、田6筆、面積計〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定するものであります。

番号7 〇〇が所有する〇〇番〇外、田4筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものであります。

番号8 〇〇が所有する〇〇番〇外、畑3筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号9 〇〇が所有する〇〇番〇外、田2筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号10 〇〇が所有する〇〇番〇外、田2筆、面積計〇〇㎡について、

番号11 〇〇が所有する〇〇番〇外、田4筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号12 〇〇が所有する〇〇番〇外、田3筆、面積計〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定するものであります。

番号13 〇〇が所有する〇〇番〇外、田1筆、畑1筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号14 〇〇が所有する〇〇番外、田7筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と。

番号15 〇〇が所有する〇〇番〇外、田2筆、面積計〇〇㎡について、

番号16 〇〇が所有する〇〇番外、田8筆、面積計〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めます。

番号1と番号7、番号9を雫石地区 細川 仁 推進委員、番号2を 御所地区 細川 健一 推進委員、番号3と番号12を 西山地区 櫻田 一夫 推進委員、番号4と番号8を 西山地区 高橋 浩之 推進委員、番号5と番号6を 御所地区 川口 英敏 推進委員、番号10と番号13を 雫石地区 田村 國彦 推進委員、番号11と番号15、番号16を雫石地区 小谷地 明弘 推進委員、番号14を 雫石地区 長坂 則雄 推進委員にお願いし

ます。

細川 推進委員

雫石地区 細川です。

番号1、番号7、番号9について意見を述べさせていただきます。

始めに番号1と7についてですが、今回新規に利用を設定しようとするそれぞれの農地は、受人の〇〇さん所有の農地に隣接しており、それぞれ所有者からの依頼で〇〇さんが借り受けるということです。担い手農家である〇〇さんの集積と集約の観点から良いことだと思えます。

番号9は、利用権の再設定ということで、引き続き〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思えます。

細川 推進委員

御所地区 細川です。

番号2について、意見を述べさせていただきます。

利用権の新規設定ですが、所有者の〇〇さんが耕作して下さる方を探していて、付近の農家の方から〇〇さんを紹介されたとのこと。

〇〇さんは認定農家ですし、規模拡大になりますので良いことだと思えます。

櫻田 推進委員

西山地区 櫻田です。

番号3と番号12について意見を述べさせていただきます。

どちらの案件も利用権の再設定ということで、引き続き〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ継続して耕作することから問題はないものと思えます。

高橋 推進委員

西山地区 高橋です。

番号4と8について意見を述べさせていただきます。

どちらの案件も利用権の再設定ということで、担い手農家である〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ継続して耕作することから問題はないものと思えます。

川口 推進委員

御所地区 川口です。

番号5と6について意見を述べさせていただきます。

どちらの案件も利用権の再設定ということで、〇〇でも約2町歩耕作している〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思えます。

田村 推進委員

雫石地区 田村です。

番号10と番号13について、意見を述べさせていただきます。

番号10は利用権の再設定ということで、引き続き〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われます。

番号13は新規設定ですが、〇〇さんからの依頼により〇〇さんが借り受けるということであり、〇〇さんの集積の観点から良いことだと思います。

小谷地 推進委員

雫石地区 小谷地です。

番号11と番号15、16について、意見を述べさせていただきます。

番号11は利用権の再設定ということで、引き続き〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われます。

番号15と16は新規設定ですが、〇〇さんと〇〇さんのお母さんの〇〇さんの依頼により、〇〇さんが借り受けるということであり、担い手農家の〇〇さんの集積の観点から良いことだと思います。

長坂 推進委員

雫石地区 長坂です。

番号14について意見を述べさせていただきます。

利用権の新規設定ということで、〇〇さんが労力不足で耕作できないことから借り受けて下さる方を探していたところ、木村委員の仲介で隣接地を耕作している〇〇さんとの協議が整い申請になったもので、認定農家の〇〇さんの集積・集約のために良いことだと思います。

議 長

推進委員からの意見が終わりました。  
ただ今から質疑に入ります。

議 長

質疑ございませんか。

委 員

「なし」の発声

議 長

なければこれで質疑を終結します。

議 長

これより採決に入ります。  
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号16までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号16までについて、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号17を議題といたします。

この議案については、○番 ○○委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(○番 ○○ 委員 退席)

議 長

それでは、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号17について事務局の説明を求めます。

高橋主査

引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。

20ページをご覧ください。

番号17 ○○が所有する○○番外、田4筆、面積計○○㎡について、○○と新規に利用権を設定するものであります。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めます。

御所地区 米澤 正記 推進委員をお願いします。

米澤 推進委員

御所地区 米澤です。

番号17について意見を述べさせていただきます。

利用権の新規設定ということで、○○さんの依頼で隣接地を所有している○○さんが借り受けることになったと聞いております。

認定農家である○○さんの集積・集約のために良いことだと思えます。

議 長

推進委員からの意見が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。



委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。  
これより採決に入ります。  
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号17について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。  
よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号17について、原案のとおり決定いたしました。

(○番 ○○ 委員 着席)

議長 日程第7、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。  
21ページをご覧ください。  
議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について農地法（昭和27年法律第229号）第30条の規定に基づく農地利用状況調査において非農地とすべき遊休農地と判定した土地の農地・非農地判断について可否の決定を求めるものであります  
令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

本議案につきましては、令和元年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和元年7月23日に行った農地有効利用検討会において、「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を令和元年11月28日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の地番のみ、ご説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番。

番号2 ○○が所有する○○番。

番号3 ○○が所有する○○番○。

以上、3件、計3筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところでもあります。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。  
ただ今から質疑に入ります。

議長

質疑ございませんか。

委員

「なし」の声

議長

なければこれで質疑を終結します。

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。

よって、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第6号、令和2年度雫石町農作業標準賃金額の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。  
23ページをお開き願います。

議案第6号 令和2年度農作業標準賃金額の設定について

令和2年度農作業賃金の標準額を設定することについて決定を  
求めるものであります。

令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

令和2年度農作業標準賃金設定の（案）がございます。

賃金設定につきましては、令和2年3月9日に農作業標準賃金検討委員会を開催し、検討委員として、学識経験者5名、農家代表として委託者・受託者10名の方に出席していただき、委員の皆様にご慎重なご審議をしていただき、検討委員会としての案を決定していただきました。

検討の結果、1. 人力の部において水田作業の標準額を前年度より300円値上げしまして6,700円。それに伴い、超過時間給についても50円値上げしまして1時間当たり1,050円。畑作業の標準額を前年度より300円値上げしまして6,400円。それに伴い超過時間給についても50円値上げしまして1時間当たり1,000円となっております。

このことにつきましては、岩手県の最低賃金が令和元年10月に改正され、日額6,096円から6,320円になったことによるものです。

そのほかの作業料金については今年度から変更なしで決定していただきました。

次に、留意事項の3の水田面積についてですが、今年度まで水田面積は水稻共済引受面積を参考とする旨記載しておりましたが、平成31年から収入保険制度が開始し、水稻共済に加入していない方もあるため水田面積は細目書の水田面積を参考とするよう改めるものです。

留意事項の5のもみの運搬料についてですが、今年度まで1kgあたり2円と表記していましたが、県内ほとんどの市町村が10aあたりで標準額を定めており、県内のもみの運搬料の平均は10aあたり税抜き1,907円となっているため、雫石町でも委員の皆さんの審議により税込2,000円となるように、10aあたり1,819円（税別）と表記するよう改めるものでございます。

また、（コンバイン作業との一連作業）とつけ加えている理由ですが、他人から依頼を受け、運賃をもらって荷物を運ぶ場合、貨物自動車運送事業法では、「運送業」の許可が必要ではないかと、ある市の委員から指摘があったそうです。委員の皆さんに審議していただきまして、もみ運搬だけを請け負うことはなく、コンバイン作業に付随して発生する作業ということで、（コンバイン作業との一連作業）との一文を加えることにしたものです。

- 以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、只今から質疑に入ります。  
質疑ございませんか。
- 委 員 「なし」の声
- 議 長 なければこれで質疑を終結します。  
これより採決に入ります。
- 議 長 議案第6号、令和2年度雫石町農作業標準賃金額の設定について、  
原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 「全員挙手」
- 議 長 全員挙手であります。
- 議 長 よって、議案第6号、令和2年度雫石町農作業標準賃金額の設定  
については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 日程第9、議案第7号、令和2年度下限面積（別段の面積）の設  
定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。  
25ページをお開き願います。  
議案第7号、令和2年度下限面積（別段の面積）の設定について  
令和2年度の下限面積（別段の面積）を設定することについて決  
定を求めるものであります。  
令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

令和2年度下限面積（別段の面積）の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定められる基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めたところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791

号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、令和2年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 現行の下限面積(別段の面積)10アールの変更は行わない

理由 新規就農者の多様な参画により農地の保全や農地の有効利用が必要なためであります。

以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 「なし」の声

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第7号、令和2年度下限面積(別段の面積)の設定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第7号、令和2年度下限面積(別段の面積)の設定については、原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで暫時休憩します。(10分)

議長 休憩を解いて会議を再開します。日程第10、議案第8号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。27ページをお開き願います。議案第8号 農業委員会事務局職員の任免について 栗石町長から人事異動について協議があったので、農業委員会等

に関する法律第26条第3項の規定により農業委員会事務局職員の任免について、農業委員会の決定を求めるものであります。  
令和2年3月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次ページをお開き願います。

農業委員会事務局職員の任免について。

1. 任用する職員 事務局長 上村 光俊。令和2年4月1日付での任用でございます。

主事 川村 佳樹。令和2年4月1日付での任用でございます。

2. 町長部局に出向を命ずる職員 事務局長 大橋 育代。令和2年3月31日付での出向でございます。

主事 杉澤 崇之。令和2年4月1日付での出向でございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

この案件は人事案件でありますので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員 事務局長 上村 光俊について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員

「全員起立」

議長

全員起立であります。

よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員 事務局長 上村 光俊については、原案のとおり決定されました。

議長

つづきまして議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員 主事 川村 佳樹について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員

「全員起立」

議長

全員起立であります。

よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員 主事 川村 佳樹については、原案のとおり決定されました。

議 長 つづきまして議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、  
2. 町長部局に出向する職員 事務局長 大橋 育代について、  
原案に同意の方の起立を求めます。

委 員 「全員起立」

議 長 全員起立であります。  
よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、2. 町長部局に出向する職員 事務局長 大橋 育代については、原案のとおり決定されました。

議 長 つづきまして議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、  
2. 町長部局に出向する職員 主事 杉澤 崇之について、原案  
に同意の方の起立を求めます。

委 員 「全員起立」

議 長 全員起立であります。  
よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、  
2. 町長部局に出向する職員 主事 杉澤 崇之については、原  
案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでございました。

とき 午後3時25分

以上が令和2年3月23日 午後2時00分より、雫石町役場大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 3 月 23 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 8 番

---

9 番

---